

(裏面あり)

決 裁	事務局次長	課長	課長補佐	係長	係	決定給付額	円
						決裁年月日	
						送金年月日	
月分		<b>傷病手当金請求書</b>					
回目							
記号	番号	フリガナ				所属所名(市町名)	
		組合員氏名					
傷病名					生年月日	昭和・平成 年 月 日	
資格取得年月日		昭和・平成 年 月 日		資格喪失年月日	平成 年 月 日		
発病年月日		昭和・平成 年 月 日		勤務できなくなった最初の日	平成 年 月 日		
療養のため勤務できないことに関する医師の意見		療養のため勤務できない期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日				
		傷病の状況 (療養のため勤務できない旨を具体的に記入してください)					
		平成 年 月 日 住所 医療機関名 医師氏名	(印)				
請求金額		円	請求期間	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日			
			標準報酬月額	円			
年金との調整額(共済組合使用欄)			円				
調整される年金の種類			年金額(年額)		支給開始年月		
障害厚生年金額			有・無 円		平成 年 月		
国民年金法による障害基礎年金額			有・無 円		平成 年 月		
障害手当金額			有・無 円		平成 年 月		
老齢厚生年金額			有・無 円		平成 年 月		
上記のとおり請求します。 平成 年 月 日							
三重県市町村職員共済組合理事長 様				組合員住所			
				組合員氏名 (印)			
				電話番号 ( - - )			
上記の記載事項は、事実と相違ないことを証明する。 平成 年 月 日							
				職名			
所属所長				氏名 (印)			

所属所証明欄	<報酬の支給に関する証明欄> 請求期間について、次の報酬を( )に支給したことを証明する。			
	期 間	平成	年	月 日 ~ 平成
	上記期間の支給対象日数	日	給与支給割合	割
	報 酬		左の手当の 支給割合	支 給 実 績
	種 別	本来の支給額		
	給 料	円		円
	地 域 手 当	円		円
	扶 養 手 当	円		円
	住 居 手 当	円		円
	管 理 職 手 当	円		円
	寒 冷 地 手 当	円		円
		円		円
		円		円
	支 給 額 合 計			円
平成		年	月 日	
		職 名		
		所属所長又は給与事務担当者		
		氏 名	印	

## 注意事項

- ① 「療養のため勤務できないことに関する医師の意見」欄に証明を受けてください。
- ② 「療養のため勤務できない期間」の末日以後に医師の証明を受けてください。
- ③ 年金の支給を受けている場合は、初回のみ年金証書及び直近の年金改定通知書の写しを添付してください。また、年金の請求中で障害等級が決定し、これから年金が支給される場合は、年金の見込み額が確認できるもの(年金試算書等の写し)を添付してください。
- ④ 初回の請求時は、勤務を要しない日の届出書を添付してください。ただし、受給中に勤務体制に変更のあった場合はその都度添付してください。
- ⑤ 初回の請求時は、勤務できなくなった日から(病休等になってから)の出勤簿の写を添付してください。
- ⑥ 第1回目の請求については、報酬支給額証明書を添付してください。第2回目以降の請求は、上記証明欄で証明をしてください。
- ⑦ 傷病手当金の支給期間において、報酬の全部または一部が支給されている場合は、報酬との調整があり、傷病手当金の全部または一部の支給が停止されます。
- ⑧ 傷病手当金の支給期間において、すでに年金の支給を受けている場合もしくはこれから年金を請求することにより、遡って支給を受けるようになる場合は、年金との調整※1があり、傷病手当金の全部または一部の支給が停止されます。なお、遡って年金の支給を受けるようになった場合は、傷病手当金に過支給が生じ、返還をお願いすることがありますので、ご了承ください。  
 ※1 年金との調整(法第68条第6項、同条第8項、施行令23条の6及び施行規則第2条の5関係)  
 調整の対象となる年金は、障害厚生年金(旧共済制度では障害共済年金)、障害基礎年金(障害基礎年金のみ受給している場合は、調整の対象外。)及び老齢又は退職を給付事由とする年金をいう。  
 調整の対象となる年金の支給年額×1/264=調整額(円未満切捨て)  
 (支給日額-調整額)×支給日数=支給決定額
- ⑨ 傷病手当金の支給期間において、障害手当金(旧共済制度では障害一時金)を受けることになった場合は、障害手当金との調整※2があります。  
 ※2 障害手当金との調整(法第68条第5項関係)  
 傷病手当金は、同一の傷病について障害手当金の支給を受けることとなったときは、その傷害手当金の支給を受けることとなった日からその日以後において支給を受けるべき傷病手当金の額の合計額が障害手当金の額に達するまでの間、支給しない。